

## ライフプランのためのセミナー等企画運営事業

### 業務仕様書

令和4年3月

岩手県保健福祉部  
子ども子育て支援室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフプランのためのセミナー等運営事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

ライフプランのためのセミナー等企画運営

### (2) 委託する業務の概要

- ア ライフプランセミナーの企画及び開催
- イ ライフプランコンテンツの企画及び制作
- ウ 結婚新生活支援事業連絡会の運営

### (3) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

#### イ 予算額

3,990,000円以内（税込）

### (4) 委託業務内容

#### ア ライフプランセミナーの企画及び制作

若年層及び新婚世帯に対し、結婚、妊娠・出産、子育てと仕事などのライフプランを考えてもらうセミナーを開催

##### (ア) 開催回数

年間13回とし、オンライン又は集合形式とオンラインの併催によること。  
このうち1回以上を、未婚者向けに特化した内容で開催すること。

##### (イ) 定員

定員は設けないが、オンライン又は集合形式での出席を合わせて、1回あたり14人以上が参集するよう募集に努めること。

##### (ウ) 開催場所

受託者が用意する会場

##### (エ) 講義内容及び時間

令和3年度に県が新婚世帯向けに実施した「結婚新生活支援スタートアップセミナー」で制作した映像等を活用し、次の内容により開催すること。

なお、未婚者向けのライフプランセミナーについては、必要に応じて新たな講義を追加すること。

a 結婚、妊娠・出産、子育てと仕事など、ライフプランを構築するにあたって、前提となる知識・情報を提供し考える機会をもたせるもの

b 出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するもの

##### (オ) 受講者への証明発行

市町村が実施する結婚新生活支援事業による補助金を申請する予定の新婚世帯の受講者に対して、受講を証明する証明書を発行すること。

##### (カ) その他

市町村から、受託者が設定した日時に受講できない者や、オンラインによる受講ができない者等を対象として開催の要請があった場合は、映像等の提

供等を行うこと。

イ ライフプランコンテンツの企画及び制作

若年層のライフプランの構築を支援することを目的に、一般向けに公開するとともに、事業所研修等でも活用することができるよう構成した映像資料を制作すること。

(ア) コンテンツの素材

令和3年度に県が新婚世帯向けに実施した「結婚新生活支援スタートアップセミナー」で制作した映像等を活用することを可とするほか、若年層向けの映像等も制作すること。

(イ) 成果品および利用方法

インターネットで公開できるようにするため、一般的な動画サイトに掲載できる規格で動画データを制作すること。

ウ 結婚新生活支援事業連絡会の運営

結婚支援について県と市町村が連携して取り組むため、結婚支援に係る事業の拡大や、今後の各地域での取組推進に係る連携方策等を議論するための結婚新生活支援事業連絡会を運営すること。

エ 事業の広報物の制作

上記ア～イに係る広報物を、下記のとおり制作すること。

(ア) 周知広報用リーフレット等の制作

ライフプランセミナーを周知するポスター500部、リーフレット2,000部を制作し、県が指示する場所に配付すること。

具体的な内容は、県と協議して決定すること。

(イ) 本業務に係るホームページの制作及び公開等

ライフプランセミナーの周知広報、ライフプランコンテンツの公開や活用方法に係るホームページを制作し公開すること。

## 2. 業務にあたっての留意事項

(1) 個人情報管理

相談者、研修受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）等により取り扱うこと。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる実施の可否を含め、あらかじめ協議すること。

(3) 権利の帰属等

本仕様書1の(4)の③により制作された報告書に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

(4) その他

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記4（1）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

### (5) 権利の帰属等

本仕様書1の(4)により制作された著作物に関する権利は、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。